

令和8年度（2026年度）北海道七飯高等学校＊全日制課程一般入学者選抜募集要項

北海道七飯高等学校

亀田郡七飯町鳴川5丁目13番1号
電話（0138）65-5093

1 募集人員

全日制課程 普通科 120名

2 出願資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和8年（2026年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和8年（2026年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) その他、令和8年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者

3 通学区域

北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

なお、道外からの出願の受付は令和8年（2026年）2月27日（金）までとする。

受付期間	受付時間
令和8年(2026年) 1月19日（月）～	9:00～16:30
令和8年(2026年) 1月22日（木）	（22日は12:00までとする。）

5 出願の手続

（1）出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～ウの書類に出願資格が分かる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）を添付して、直接本校の校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）

出願者はあらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として2,200円分の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）

イ 写真台紙・受検票（ウェブ申請用）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする。または出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

ウ 出願事情説明書

道外からの出願者は提出すること。

(2) 入学願書の入力等

- ア 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。
- イ 「第2志望」と「第3志望」はそれぞれ「一（第2志望なし）」「一（第3志望なし）」を選択すること。
- ウ 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
- エ 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「○○方」、「○○マンション○○号室」等詳細に入力すること。
- オ 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

(3) 受検票の交付

受検票は令和8年（2026年）2月3日（火）から2月13日（金）までに中学校長を経由して出願者に交付する。

6 出願変更

(1) 一般の場合

- ア 本校への出願者は、他の高等学校の全日制課程の学科に1回出願を変更することができる。
- イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年(2026年)1月27日（火）～ 令和8年(2026年)2月2日（月） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願を中学校長を経由して本校の校長に提出すること。
ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

(2) 特別の場合

- ア 出願後において、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。
- イ 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。
- ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

7 学力検査

(1) 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月4日（水）とする。

(2) 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20～10:15	10:35～11:30	11:50～12:45	13:35～14:30	14:50～15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。また、解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配布を行う。

(3) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履きと靴袋、及び昼食

8 面 接

面接(集団面接)は令和8年（2026年）3月5日(木)に行う。詳しい日程は学力検査終了後に連絡する。受検票、上履きと靴袋を持参すること。ただし、これにより難い場合は前日の学力検査終了後に行う場合がある。

9 学力検査及び面接の会場

学力検査の受検場及び面接の会場は、原則として本校とする。

10 追 検 査

(1) 対 象 者

本校の一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願を中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

(3) 日程及び実施内容

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和8年（2026年）3月11日（水）とする。

イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として本校とする。

ウ 検査時間

「7 学力検査」の(2)による。

エ 受検者の持参すべきもの

「7 学力検査」の(3)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面 接

面接(集団又は個人面接)は令和8年（2026年）3月11日（水）の学力検査終了後に行う。

11 合 格 発 表

令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（本校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知する。（追検査分も含む。）

12 合格者の追加

合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和8年（2026年）3月18日（水）午前9時30分から午後4時30分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行う。

13 学力検査の得点の情報提供

- (1) 受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供する。受検者本人であること を確認するため、受検票、身分証明書等を持参すること。
- (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第3項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）を持参すること。また、代理人本人であることを確認するため、運転免許証等の本人確認書類を持参すること。
- (3) 情報提供場所は、本校とする。
- (4) 情報提供の期間は令和8年(2026年)3月18日(水)から令和13年(2031年)3月31日(月)までとし、このうち次の期間を集中受付期間とする。集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に本校に連絡し、情報提供を行う日程等を決定すること。

集中受付期間	受付時間
令和8年(2026年)3月18日(水)～ 令和8年(2026年)3月26日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00